

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

| | |
|-------------|--|
| 日 時 | 平成24年6月14日(木) 午後1時30分から3時20分 |
| 場 所 | 埼玉教育会館104会議室 |
| 出席者数 | 11名 |
| 出席委員 | 高橋委員、石野委員、河村委員、田村委員、伊藤委員、荻野委員 関根委員、川島委員、春野委員、長谷川委員、増田委員 |
| 欠席委員 | 横山委員、和田委員 |
| 諮問事項 その他 | 1 埼玉県青少年健全育成審議会について 2 平成24年度青少年課の事業について 3 埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について |

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

河村委員、伊藤委員

3 議 事

(1) 埼玉県青少年健全育成審議会について

事務局から、資料1に基づき説明があった。

<質疑・応答特になし>

(2) 平成24年度青少年課の事業について

事務局から、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(河村委員)

(資料1の) 青少年課当初予算体系の中で青少年課の10事業はどれですか。再掲があるので、足し算をしても予算額にならないのですが。

(事務局)

青少年総合野外活動センター管理運営費、青少年育成県民運動事業費、埼玉県青少年相談員協議会補助事業費、国際ジュニアサッカー大会費、青少年夢のかけはし事業費、高校生世界へはばたけ！育成塾事業費、青少年非行防止対策推進費、青少年健全育成条例等施行費、子どものための安全・安心な環境づくり事業費、それから基本目標3の埼玉県青少年団体連絡協議会補助事業費となります。

(河村委員)

再掲でなくても(事業費の後に)うちいくらとあるのですが、基本目標3の推進項目1 青少年健全育成条例施行費は再掲でいいのですか。

(事務局)

今の10事業について、若干補足説明させていただきます。再掲と書いてあるものについては2回出てきてしまいますので除いていただくということになります。同じ事業が色々な項目にでてきており、うちいくらいくらと出てきております。それら全体を足し上げると137, 241千円になりますが、今、担当が申し上げたのは細かいのを端折りまして事業費の頭の金額を足し上げると、冒頭の10事業の金額になります。我々は見なれてしまっておりますが、記載方法を工夫したいと思います。

(河村委員)

基本目標2に青少年健全育成条例施行費は事業費のうち費で書いてあるので、基本目標3の推進項目1青少年健全育成条例施行費の方もうち費で記入する必要があるのではないですか。

(事務局)

記載の仕方が間違っております。再掲ではなくて、基本目標2の青少年健全育成条例施行費の6,508千円から2,836千円を引いた金額を基本目標3の青少年健全育成条例施行費に書くものです。

(河村委員)

このお金をどう使ったのかというのが、資料2-2から資料2-7までの説明でよろしいのですか。

(事務局)

そのとおりです。

(伊藤委員)

(資料2-2)青少年総合野外活動センターの利用状況について、日数ベースでみた時に何日位の稼働と捉えているのでしょうか。

(事務局)

青少年総合野外活動センターの中の施設ごとに稼働日数が異なります。セントラルロッジは通年でございます。ログハウスにつきましては3月下旬から12月下旬までの利用期間。スクールテントとパイオニアテントにつきましては4月から10月。特に秩父という地域がら冬季については外の施設については、通年開けない状況です。

(伊藤委員)

各施設の稼働期間ではなく稼働日数を教えて頂きたいのですが。例えばセントラルロッジについては通年稼働ということでしたが、365日のうち、何日位利用されたのでしょうか。

(事務局)

日数ベースの細かい資料が手元にはないのですが、昨年度、セントラルロッジの稼働率は8月が一番多くて67.3%、7月が50.6%、通年で28.8%という状況になっております。特に平日は空きがございますので、余力はあります。

(伊藤委員)

稼働日数がどれ位になっていて、現実に使われているレベルとどれ位ギャップがあるのか、余力があるのか、もっと活用していかないといけないのかといったことを判断するために伺いたかったのです。

もう1点、(資料2-6) 青少年相談員の募集について、6月現在656人ということですが、目標数はどれくらい持っていますか。

(事務局)

目標数は700人位までは増やしたいと考えています。

(伊藤委員)

青少年相談員は、青少年の非行防止のためにいろいろな相談にのっている活動をしているものと考えているのですが、700人という目標は是非達成していただきたいと思います。

(事務局)

青少年相談員は、非行防止の相談を受けるというよりは、各地域で子ども達のお兄さん、お姉さんとして一緒に活動をする、キャンプやレクリエーション等いろいろなイベントを企画して子ども達と一緒に遊ぶのが主な活動内容です。ですので、非行防止の相談を受けるといったものとはちょっと異なります。

(伊藤委員)

わかりました。それでは改めて700人という目標は是非達成していただきたいと思います。

(高橋会長)

他に何かございますでしょうか。

(石野委員)

資料2-7のネットアドバイザーについてですが、定例の研修会を年1回、毎月1回やっているということですが、携帯のハードもソフトも日々進化しており、それに伴っての問題点は色々なケースが出てきていると思います。

ネットアドバイザーが現場に行って話をされる時に、現在の問題となっているものとか離れた話をして意味がないと思うので、こういう研修会も大事ですが、アドバイザーを結ぶ情報、「こういう事例がありました」などアドバイザーの中でお互い情報を交換できる、共有できる媒体みたいなものを作るようには考えていないのですか。

(事務局A)

年1回のスキルアップ研修会のほか県内を4つに分けた地区ごとに毎月行っている研修会はネットアドバイザーの質の維持、向上も兼ねております。研修会に10～20名の方が集まっています、自分で新聞記事、インターネットで知った情報を一人ひとつ持ち寄って、みんなで知らせていく、情報交換や新しい知識の習得には努めていただいております。

ただ4地区で力の差がついてしまうのも我々は望んではおりません。県として、基本的なベース、これだけは教えてもらいたい、こういうところは間違えずに伝えてもらいたいという情報をパワーポイントの共用資料を配って、研修会で披露しています。

新しい情報があれば、それをみんなで使えるように、情報をかみ砕いて情報交換、情報提供してやっているところです。現在は、スマートフォンがどれだけ危険かというのをようやくお母様方(保護者)に教える段階です。

ただ危険だというだけでは伝わらないので、スマートフォンのどこが危険なのかということ、例えば今、携帯会社はフィルタリグをかけていますが、スマートフォンではかけきれないところがあります。スマートフォンではかけきれないところをどうやったらかけられるのかということ、具体的にソフトをいれるとか、カタログではここに申し込みができるということの一つ一つ教えている段階となっております。

ネットアドバイザー個人個人を電子メールでやりとりするまでは構築されておりましたが、各講座への派遣はお互いネットワークを組んだネットアドバイザー2人1組で実施しています。その方達と研修会に来ている方達には共通の新しい情報を持って活動していただいております。

(事務局B)

さいたま市内で開催した定例研修会に出席しましたが、長谷川委員も出席していただきました。

アドバイザーによってはスマートフォンですとかコンプガチャ等今の状況を勉強されており、大変詳しい方もおります。ネットアドバイザーが今86、7名おりますが、そうでない方も若干います。研修会を通じて、ネットアドバイザーのレベルアップを図っていきたいと考えております。石野委員にもお話いただきましたように、レベルアップ、情報共有を長谷川委員などにも相談させていただきながら、進めていまいりたいと考えております。

(高橋会長)

長谷川委員どうでしょうか。2年間ネットアドバイザーとして活動されてきて、ネットアドバイザー派遣の課題や何か関連することがあればお話しください。

(長谷川委員)

2人で行動するときは、お互いそれぞれが打合せをするのですが、月例研修会に来ていただいている方であれば携帯の方で例えば群馬県の(子ども)セーフティネット(活動委員会)の方に来て頂いて話を聞いたり、県警のサイバー犯罪対策課に来て頂いて話を聞いたりしています。南部、北部各地区で研修内容は各ボランティア(協力員)が決めているのですが、地区によりムラがあるのですね。自分達が最初に研修した内容と今の状況はかなり進んでいるので、ネットアドバイザーにも焦りがあります。

私も北部の研修会だけでなく、南部の研修会に2回参加させていただいたのですが、やはりこういうことを教えて下さいと個人的に聞いてくるアドバイザーもいるので、みなさんに話ができればと思います。(自分の所属している)北部だけではなく、他の地区でも同じ話ができればいいなと思っております。

やはり、それぞれみなさんスマートフォンやゲーム機の知識にも危機感を持っている方もいます。最初の研修では携帯電話だけでしたので、追いつけないという方もいらっしゃるし、月例会1回だけではなく、それぞれ集まってもっと勉強しましょうという方もいます。ちょっとゆっくりというイメージに取られるかもしれないけれど、まだ2年ですが、その中でも進み方が周りの方がとても速くて、とまどいながらも、もう少し時間を置いてみていただければと思います。

(高橋会長)

定例研修会は、昨年どれ位の方が参加されているのですか。また、アンケートで9割は参考になったという意見ですが、残り1割ほどのような意見が出ているのか、今後改善するのに参考になったものがあれば御指摘いただければと思います。

(事務局A)

研修会の参加者は年1回のスキルアップ研修については約80人と、ほぼ全員が参加しております。毎月定例で4つの地区毎にやっておりますが、各地区10人位、全体で40人位参加となっております。実質的に半分位参加と御理解していただければと思います。

(事務局B)

アンケートの結果でよくなかったという耳に痛い言葉ですが、「声が小さくて何を言っているのか分からなかった。」というお母様が1名、「講師の方が素人すぎて紙を読んでいるだけで伝わらなかった。」という厳しい意見もございました。あと「カタカナが多くてまだわからなかった。」というお母様もいます。

このことにつきましては、月例研修会において、模擬講座で練習をして講評するようにやっております。

(高橋会長)

他に何かございますでしょうか。

(春野委員)

(資料2-6) 青少年の非行防止対策について、再犯率が上がっているということですが、私は、非行防止に関する体験交流会と電話相談を所属している非行克服支援センターで県から委託されてやっています。電話相談については県でも宣伝もしてもらっているのですが、大変増えてきていいのですが、それを通して気になることもあります。

先日の大阪の無差別殺人について、刑務所帰りの30代の方も行く場所がなく泊める人もいなかったと本当かどうかわかりませんが報道されています。彼らの再犯防止、非行防止という意味でも出てきてからの就労や就活が大きなネックで、本人がわがまま、我慢できないという要素もないわけではないのですが、やはり働く場所がない、働こうと思っても昔の悪い先輩のつながりのところでしか仕事ができない、そういう話がとても多いです。

そういう意味では本人や家族の努力だけではなかなかうまくいかないということもありまして、埼玉県だけの問題ではなくて全国的な状況ではあると思いますが、そういう点について、これからももっと力を入れて考えていただきたいと思っています。

(増田委員)

同じような質問をしようと思ったところですが、県の非行防止対策について、民間団体や業界団体と連携・協働するということが非行防止対策を推進すると目的にあることですが、具体的に再犯防止で企業の就労先の開拓などを行っているとか具体例がありましたら教えていただきたいです。

(事務局)

民間団体との非行防止の関係から就労支援的な取組がなされているかということですが、青少年課ではアミューズメント協議会やカラオケ防犯協会など青少年が利用する業界の方達と非行防止の観点から啓発運動やキャンペーン活動などをやっております。

非行に陥った子ども達の就労支援の観点から申し上げますと、障害の方の就労支援は福祉の方でやっていますが、私の見る限りではまだその辺の取組を県としてやっているのではないのではないかと把握しています。

(高橋会長)

他にございますでしょうか。

(長谷川)

(資料2-7) ネットアドバイザーの派遣について22年度、23年度の派遣団体数と受講者数があるのですが、市町村別の派遣状況は出せないのですか。団体なので小学校にピンポイントで派遣されているのか、市町村からの依頼や中学校からの依頼もあるので、派遣先が小学校ではない場合もあるので、内訳があれば。

(事務局)

手元に資料はございますが、かなり細かいので別途提供させていただければと思います。派遣先は小学校だけではなく、中学校や市町村教育委員会からの依頼にもなるべくこたえるように対応しております。

(関根委員)

青少年の非行防止対策についてですが、子ども達と関わっている中で、とても気になるのが、入れ墨問題です。

だいたい高校を出てから20歳位まで、カッコいいファッションとしてのタトゥーで入れ墨ではないと言い張るのです。日本の文化では入れ墨を入れると風呂にもプールにも入れないと話をします。成人した別の子ども達に会うと、「入れなければよかった、大失敗」と言います。どうして入れてしまったのかと尋ねると「簡単にお金さえ払えば入れられるから」ということなので、未成年者には入れ墨を入れさせないという制度ができないものかなということがすごく気になります。3万円位でワンポイントの刺青が入れられてしまいます。安いお金で簡単に入れられてしまうのです。

最近、テレビでは子どもが生まれて、子どもとプールに行けないということで入れ墨を消したいと、整形手術で入れ墨を取った話も聞きます。

小学校や中学校のうちから日本の文化ではこうだということをもっともっと発信していかないと、ある日サッカー選手やタレントさんのように簡単にファッションとして入れてしまいます。最後には失敗したという声を聞きますので、何かいい方法でファッションではすまされないのだよと気づかせられないのかなと思います。

(高橋会長)

入れ墨が広がっているのは最近ですか。

(関根)

最近ですね、私は住んでいるところが新座市ですが、「志木市にも彫師がいるよ」と聞きますので、彫師は埼玉県内にどれくらいいるのかなということも気になりますし、九都県市共同啓発の会議でもどんどん発信して、青少年には入れないということをきちっと提唱してほしいと思います。

(高橋会長)

青少年の入れ墨の問題は他県でも議論になっているのですか。

(事務局)

共同での取組、取り上げるテーマとしては会議であがったことはありません。まず実態として非行防止の観点で、リーフレット等で啓発していますが、万引き防止、夜遊びなどかなり大きなかたまりのある非行の部分から啓発していきます。入れ墨の実態について我々としても認識はございませんので、そういった観点から調べたいと思います。

(関根委員)

子ども達はファッションだと言い張るのですね。色々な絵柄があり、私が見せてもらったものでは蛇や可愛いバラもあり、後で後悔してほしくないなと思います。

(石野委員)

今の御意見に反論というわけではないのですが、もしタトゥーなどを規制していく時に、この場で問題になるのはタトゥーを入れている青少年と入れていない青少年の犯罪率の相関関係がないと、文化というのもわかるのですが、公にそういうことをやっていく時には、ある程度関係性みたいのがはっきりしないと上手くいかないのかなと思います。

(高橋会長)

入れ墨の問題は現状を踏まえて議論する必要があると思いますが、少し検討していただいて、今すぐ議論ということではございませんが、少し調べていただいて、将来議論できればと思います。

(高橋会長)

続きまして、議事(3)埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について事務局から説明をお願いします。

(3) 埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について

事務局から、資料3-1、3-2、3-3に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

次回以降あと2回議論する機会があります。細かい話はもう少し後で議論することになるので、今日は大局的な視点から議論をお願いします。

(河村委員)

前回の審議会にいなかったのも意識が違っているかもしれないのですが、このプランは、来年度以降5年間の青少年課が関わる事業の方向性の土台となるものでいいのでしょうか。

(事務局)

はい、結構です。

(河村委員)

プランを策定していれば、ここに関わる資料で事業展開していくと思うのですが、そう考えると、すごく網羅的で何が大切なのがちょっとわからない。もう少しメリハリのあるプランの示し方がないのかなというのが私の意見です。

色々な事業の中身をちょっとずつ説明されましたが、例えばイメージできるようなものを表現、記載して、こういう事業でこういう取組を充実させていくというようなことを何か示せるといいのかなと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

資料(3-1(仮称)埼玉県青少年健全育成・支援プラン(素案)の概要)の右側で全体の構成内容があります。資料3-2(計画の体系)に示したものがそのうちのプラン概要だけですので、少しわかりづらい出し方かなと懸念はしていたところであります。今後プランの全体としてお示しする際には、構成内容にあるように、現状と課題というものが前段にありまして、だから今こんな取組をしようとしているのですよというお示しができると思います。

さらに今、取組について口頭でいくつか具体的な例を申し上げましたが、主な取組として(1)いくつ、(2)いくつという示し方しかできていませんが、実際プランとしてできあがる際には、こんな事業と具体的な中身も付けて次回の審議会では示していけるかと思えます。

どんな取組をするか、現状、課題の認識の部分については現在、庁内の各部局ともやりとりをしておりまして、この段階で文言を示すことができませんでしたので、今回は中心となる施策の体系についてお示しさせていただきました。次の審議会ではもう少し分かりやすい形でお示しできるかと思えます。

網羅的についてですが、プランの内容については、基本目標1の部分では青少年の育成・支援について、将来に向かって夢や希望を持って健やかに育てたいという健全育成の部分です。(基本目標)2というのは、青少年が育つ環境を整える部分が2です。(基本目標)3では青少年が関わる地域や学校、家庭が連携してやっていくのですよという部分が3です。そういった視点でみていただくと御理解しやすいのかと思えます。

(河村委員)

網羅的と申し上げたのは、基本目標ごとの意味はよく分かるのですが、基本目標は当初予算の体系とほとんど同じなので踏襲なさるのかなと理解しています。

網羅的と申し上げたのは、推進項目の主な取組が羅列的な感じがして、もう少し、構造化というか体系化、なぜこういうものをあげてきたのか、そういうことがわかる図にするのか、メリハリをつけて、この中で一番核になるのはこれですと示した方がアピールできるのではないかなと思います。特に事業をしっかりとやりたいところを打ち出す方がいいのではないかなと思います。

(高橋会長)

(資料1)平成24年度審議会スケジュール(案)に次回(1)(埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について)、(2)(現行プランの平成23年度達成状況及び平成24年度取組目標)とありますが、現状の問題点、そして何が課題かということはある程度議論をして、総括していくのが順序だと思いますので、次回の会議ではこの辺り整理していただいて、そのことが構造化にもつながりますので。

(長谷川委員)

前回、(資料3-1基本目標I推進項目2)「グローバル人材の育成」についてお話をさせていただいたのですが、私、仕事で海外に行くこともあるのですが、会話が通じるというよりは、自分が日本人として本来持っている文化的なものがあったと思うのですが、そういう話をする機会もない、例えば節分といっても忙しいからやらないなど。そういうところも加味していただけたらいいのではないかなと思います。

例えば、体験の中で小川の和紙づくり教室もやっているよ、行けばできるじゃんというよりはもっとそういうものがありますよと打ち出すのもいいですし、妻は和裁をやっていますけど、和服をどれだけ着ている人がいますかという、着付けは成人式だけということではなくて、外に出た時に自分が日本人として恥ずかしくない教養とかも少し加味していただければと思います。

(春野委員)

先程、庁内の調整という言葉がでていましたけれども、私達が非行の問題に主に携わっていますが、(基本目標2推進項目2)「児童虐待防止対策の推進」と「消費者被害等の防止対策の推進」とかいろいろな言葉があって、青少年課というよりはよその部署が主になってやっている言葉がたくさんあって、(基本目標)3番目の「連携」という言葉もずっと言われながらも実際にどんな風に連携しているのか、現実問題が起こった時には連携されていないというか、どうなんだろうということがたくさんあるのですね。

そういう意味で児童虐待防止はもちろんしていかなきゃいけないことだと思いますが、青少年課ではそれについてどのようなことをするのか、福祉などとどういう風に連携をしていくのか、あっちの部署の問題、こっちの部署の問題と現実には何

かあった時に県民の立場からあるので、それがプランの中で果たして本当に連携していけるのかが、よく見えないのですが。

(事務局)

冒頭の御質問に、このプランについては、これから青少年の関係で5年間の取組施策について体系化したものですかということで、そうですと申し上げました。その意味として含まれますのは、資料(3-1(仮称)埼玉県青少年健全育成・支援プラン(素案)の概要)の計画策定の趣旨でも書かせていただいたのですが、県全体の施策として埼玉県5か年計画というものがあります。その中の青少年の健全育成の観点からどういう風に取り組むか、5か年計画の分野別計画として位置づけられています。そういう意味では青少年課がやる事業だけではなく、青少年に関わる事業、福祉や保健、教育も中心となりますが、青少年課でやる事業の方が少ないかもしれませんが、5か年計画の分野別計画として全庁的に青少年に関わる施策をこの計画に体系付けております。

それぞれの施策は各部署でやりますが、こういう計画で位置づけていく以上、毎年事業の実施状況につきましては、進捗について我々が管理しまして、執行が滞らないよう執行状況を把握していく意味でも連携していくというところがございます。

虐待ですぐ地域と家庭と学校がということは思い浮かばないのですが、例えば非行防止などでは青少年健全育成推進員が見守り活動をしていただく等非行防止の観点などでも広い意味での連携はあると思います。虐待の連携は専門的な領域に入ってきて、なかなかすぐ連携というのは、御助言をいただければ関係部局にもお伝えして、どういうことができるかやりとりしていきたいと思います。

(春野委員)

具体的に例えば相談があった時に、今までの例で、あまりグローバルな問題ではないのですが、若い子で学校も行っていないし、就職もできなくて、お金もなくて、いろいろな問題をその子ははらんでいることで、予防、防止ということでいろいろなところに関わる問題が存在していると提起した時に結局何もできなかったということがあるのですね。その子について私達に関わる以外、いろいろな問題をはらんでいると思うのですが、その子に対して協働してもらうことができなくて、そういう場を設けてもらうことができなかったのですね。そういう意味で立派なプランがあっても、なかなか本当に個の問題については無理解だなと正直、痛感しているところです。

一人の子どもの問題で非行だとしても非行の問題だけではなく色々な問題をその子ははらんでいて、いろいろな部局と関わらなければいけない、その子自身に被害があったりするわけで、そういうところでなかなか実際マターできていないので、そういうことが新しくできるような連携の方向が少しずつでもできてきたらいいなと思いますし、全庁的に検討してもらえたらありがたいなと思います。

(事務局)

実際にこのプランを策定する際には、個別の中身は少し抽象的な形になりますので、春野委員からお話いただいた部分は、具体的にどこまで書けるかということとはございます。

ただ私も先日、埼玉県内にも若者自立支援センターというのがございまして、直接非行だけではなくて、ひきこもりやニートの子も達はどうやって社会復帰や就労に向けて頑張っていくかという会議がございまして、青少年課もその一員として参加しています。

今、春野委員がおっしゃったように、そこは産業労働部門ですが、ただそこだけではすまない、いろいろな機関と連携していかなければならない、そういう実態は私も強く感じております。実際、産業労働部門もすごく悩んでいますし、どうやって連携していくかについて県としても産業労働部としても一生懸命取り組んでおります。ここでいただいた意見についても、産業労働部にお伝えして、県としても一生懸命取り組んでおりますので、そういった部分については御理解いただければと思います。

(高橋会長)

他にございますでしょうか。

(河村委員)

用語の問題ですが、(資料3-1)基本目標2の「青少年が安心・安全に生活できる環境の整備」についてですが、「安心・安全」はどこか県の計画から取ってきた言葉なのですか、だとしたら変えられないのですか。

リスクマネジメントの考え方からすれば、安全は科学で割り切ることができるものですが、安心は個人が感じる問題で、こういう風に使うこと自体に違和感があります。

(事務局)

県の大きな施策の中でよく「安心・安全」はセットで使っております。確かにおっしゃるとおり安心は一人ひとりの心の中の問題だよねというのはそのとおりなのですが、県としては県民のみなさまに安心を届けたい、そのために安全を担保した施策を推進したいとセットで打ち出しているのです、変えることは難しいです。

(高橋会長)

(資料3-1)主な構成内容に「Ⅱ 青少年の現状と課題」とございますよね、ここで何が一番大きな課題かという重点課題をはっきりさせて、そのことがメリハリにもつながりますので、大事なポイントかなと思います。

先程、虐待の話がでましたが、重点課題の中で虐待は非常に大きな根っこにある問題なので、これはまさに縦割り行政を排さないといけないことなので、大いに議

論しないといけないのですが、これから3回議論する機会がありますので、前は福祉政策課の方に来て頂きましたよね。今度は関連する教育委員会の方に来ていただくとか縦割りの行政を排して議論しなければいけないものについては、そういう議論に入っていただいていた方がいいのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

それから、今後議論する上で参考にしてほしいなと思うのが、マナーキッズプロジェクトというのがあります。今、8万人位の子ども達が受けているのですが、マナーとスポーツと一緒に体験するという認定NPO法人の活動です。

この間、私も参加させていただいて、1時間で親も子どももすっかり変わるものですから、これはすごいなあと、マナーだけですと堅苦しいです。スポーツだけだと単なる遊びの部分もあるので、それを一緒にした取組がありますので、ぜひ今後何かに検討していただければと思います。

(事務局)

今、会長からこの審議会で4回議論いただくとお話がありましたけれども最後の部分はできましたという報告になってしまいます。資料3-3(仮称)埼玉県青少年健全育成・支援プラン策定までのスケジュールを御覧いただければと思います。

第2回目の審議会でも、会長からお話がありました現状と課題やどれを重点的にやるのかお示ししながら、具体的にこのような取組をしますと掲出できればと思いますが、8月に県民コメントをやりますので、基本的にはここまでにある程度形を作って外に出すという予定をしております。実質的には次の審議会までにかんかん叩いてやらせていただければと思います。タイトなところで申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

(高橋会長)

あんまり根本的な議論ができないとなると、(資料3-1)基本目標3「家庭における教育力の向上」のところで、文部科学省で今年3月に出した家庭教育支援の推進に関する検討委員会の冊子があるのですが、ぜひこれを参考にさせていただいて、その中で例えば47ページに「発達資産」という考え方を出してまして、説明する時間がございませんが「発達力」、「発達資産」、「外的資産」、「内的資産」と新しい視点で問題提起しておりますので、新しいプランを作る時に文部科学省で議論したことについて参考にいただければと思います。

(高橋会長)

それでは、他に何かございますでしょうか。

(伊藤委員)

先程、事務局より「コンビニエンスストア・セーフティステーション活動リポートについて」資料を配布していただきましたが、これは一般社団法人日本フランチ

ヤイズチェーン協会に加盟しております11社約45,000店のコンビニエンスストアで取り組んでおります活動の成果をまとめたリポートでございます。少しお時間を頂戴して簡潔に御説明させていただきたいと存じます。

この「セーフティステーション活動」の主な目的は2つございます。一つが「安全・安心なまちづくりに協力」していこうということと二つ目が「青少年環境の健全化への取り組み」について協力していこうというものです。具体的に申し上げますと「安全・安心なまちづくりに協力」ということについては、まちのコンビニエンスストアを駆け込み寺として活用していただくという運動でございます。それから、もう1点「青少年環境の健全化への取り組み」ということについては、お酒、たばこ、そして成人向け雑誌などを未成年者に販売、閲覧させないようにしていこうという運動でございます。

今回45,072店にアンケートを送付いたしまして43,647店から回答をいただきましたので約97%という非常に高い回答率でございました。この取り組みに対して、オーナーさん、店長さんや従業員の方々がいかに真剣に取り組んでおられるかお分かりいただけるのではないのでしょうか。

それではまず「安全・安心なまちづくりへの協力」の取り組みについて御紹介いたします。女性・子どもの駆け込み、高齢者の保護に取り組んでまいりましたが、合計23,336店で29,730件の駆け込み、保護の対応をいたしました。1日に平均81件を超える対応をしていることとなります。

次に「青少年環境の健全化への取り組み」についてですが、お酒、たばこ、成人向け雑誌は徹底して年齢確認していこうということでございます。結果を申し上げますと、お酒とたばこの年齢確認は99.7%、成人向け雑誌は77.8%で実施しているとの回答でございました。最後に成人向け雑誌の取り扱い状況について御紹介いたしますが、取り扱っていないと回答した店舗が4,092店ございました。大体10%近いお店で取り扱っていないということです。またレディースコミックの対応につきましても7,226店が取り扱っていないと回答してございまして、約18%を占めております。その他扱っている店舗でも自主的に紐掛けや売り場からの撤去、視認性の高い場所に陳列するなど何らかの措置をしている店舗が約9割でございます。以上のようコンビニエンスストアでは少しでも地域のお役にたてるように様々な活動に取り組んでおりますので、御理解いただければと思います。御報告は以上でございます。

4 閉 会